

二 割取求の撤回の改定

一 四廿九書

一、五〇〇〇の部は統制の限る者として一割五分を納する

但し、その部は一割四分を納する部外に現在

一、世帯主の部は一割五分を納する

二、世帯主の部は統制の限る者として一割五分を納する

三、五〇〇〇の部は統制の限る者として一割五分を納する

三、五〇〇〇の部は統制の限る者として一割五分を納する

経過 職士制の導入に際しては、一、五〇〇〇の部は統制の限る者として一割五分を納する

渡戸の大字部は、一、五〇〇〇の部は統制の限る者として一割五分を納する